

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正（第一条関係）

一 国際規制物資の使用等に関する規制に係る規定の主務大臣を、原子力規制委員会とすること。

二 主務大臣の変更に伴い、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第七十一条第六項の規定による関係行政機関の長への通報その他の手続につき所要の整備を行うこと。

第二 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部改正（第二条関係）

主務大臣及び主務省令を、それぞれ原子力規制委員会及び原子力規制委員会規則とすること。

第三 特別会計に関する法律施行令の一部改正（第六条関係）

エネルギー対策特別会計の所管大臣の所掌区分等について所要の改正を行うこと。

第四 文部科学省組織令の一部改正（第八条関係）

一 科学技術・学術政策局並びに研究振興局及び同局基盤研究課並びに研究開発局及び同局開発企画課の所掌事務から、原子力規制委員会設置法により文部科学省の所掌事務から削除されたものを削除すること。

二 放射線対策課及び原子力事務所に関する規定を削除すること。

第五 原子力規制庁組織令の一部改正（第九条関係）

原子力規制庁の課等の数について所要の改正を行うこと。

第六 その他関係政令について、所要の改正を行うこと。（第三条から第五条まで及び第七条関係）

第七 附則関係

一 この政令は、平成二十五年四月一日から施行すること。（附則第一項関係）

二 所要の経過措置を定めること。（附則第二項から第六項関係）